



埼玉県報

第 3052 号
平成 30 年(2018 年)
11 月 6 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県固定資産評価審議会規則の一部を改正する規則（市町村課）
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 和光北インター地域土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）
- 所沢都市計画公園事業の認可（公園スタジアム課）
- 県道志木停車場線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道川越北環状線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越北環状線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の道路の占用を制限する区域の指定（飯能県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）

規 則

埼玉県固定資産評価審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

埼玉県固定資産評価審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県固定資産評価審議会規則（平成二十年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十八号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第九号（その一）及び様式第九号（その二）を次のように改める。

様式第9号（その1）（第7条関係）

正

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号 埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定による道路の位置の指 定を受けたいので、埼玉県建築基準法施行細則第7条の規定により申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 建築安全センター所長 申請者 住所 氏名 ㊟						
指定を受けようとする者の住所及び氏名	電話番号					㊟
代理者の住所及び氏名	電話番号					㊟
図面作成者の住所及び氏名	電話番号					㊟
道路となる土地の地名地番						
申請に係る要	幅員	m	延長	m	面積	m ²
この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。						
地番	所有者の住所及び氏名	承年 月 日 諾	借地権者の住所及び氏名	承年 月 日 諾	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承年 月 日 諾
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。						承年 月 日 諾
管理者の住所及び氏名	電話番号					㊟
※ 手数料欄						
備考					※ 指定番号年月日	
					第 年 月 日	

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

様式第9号（その2）（第7条の2関係）

副	道路位置指定通知書					
年 月 日付けで申請のあつた道路の位置の指定については、 建築基準法第42条第1項第5号 埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定により指定したので、通 知します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 指定番号第 号 年 月 日 埼玉県 建築安全センター所長 印 </div>						
申請者の住所及び氏名	電話番号					
指定を受けようとする者の住所及び氏名	電話番号					
代理者の住所及び氏名	電話番号					
図面作成者の住所及び氏名	電話番号					
道路となる土地の地名地番						
申請に係る道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	㎡
この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。						
地番	所有者の住所及び氏名	承諾年月日	借地権者の住所及び氏名	承諾年月日	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承諾年月日
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。						承諾年月日
管理者の住所及び氏名	電話番号				印	
備考						

(注) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

様式第十号の(註)2を次のように改める。

- 2 承諾者の権利別欄には、申請に係る土地（隣接土地を含む。以下「申請地」という。）若しくは申請地にある建築物若しくは工作物の所有者、借地権者その他の権利者又は管理者（申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいう。）の別を記入すること。

様式第十号の(註)3に次のように加える。

- 9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

様式第十一号（その一）及び様式第十一号（その二）を次のように改める。

様式第11号（その1）（第8条関係）

正

道路位置指定の変更（取消）申請書

建築基準法第42条第1項第5号 埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更（取消し）を受けたいので、埼玉県建築基準法施行細則第8条の規定により申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> （宛先） 埼玉県 建築安全センター所長 <div style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟</div>						
指定を受けた者の住所及び氏名		電話番号 ㊟				
代理者の住所及び氏名		電話番号 ㊟				
図面作成者の住所及び氏名		電話番号 ㊟				
変更（取消し）となる道路の地名地番						
変更（取消し）となる道路の概要						
		幅員	m	延長	m	面積 m ²
指定を受けた年月日番号						
この申請図書のとおりに道路の位置の指定の変更（取消し）を承諾します。						
地番	所有者の住所及び氏名	承諾年月日	借地権者の住所及び氏名	承諾年月日	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承諾年月日
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
この申請図書のとおりに道路の位置の指定の変更を承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。（この申請図書のとおりに道路の位置の指定の取消しを承諾します。）						承諾年月日
管理者の住所及び氏名		電話番号 ㊟				
※ 手数料欄						
備考					※ 変更（取消）番号・年月日	
					第 号 年 月 日	

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

様式第11号（その2）（第8条の2関係）

副

道路位置指定の変更（取消）通知書

<p style="text-align: center;">年 月 日付けで申請のあつた <small>建築基準法第42条第1項第5号 埼玉県建築基準法施行条例第56条</small></p> <p>の3第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更（取消し）については、当該道路の位置の指定の変更（取消し）をしたので、埼玉県建築基準法施行細則第8条の2第3項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">変更（取消）番号 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県 建築安全センター所長 印</p>							
申請者の住所及び氏名		電話番号					
指定を受けた者の住所及び氏名		電話番号					
代理者の住所及び氏名		電話番号					
図面作成者の住所及び氏名		電話番号					
変更（取消し）となる道路の地名地番							
変更（取消し）となる道路の概要		幅員	m	延長	m	面積	m ²
この申請図書のとおり道路の位置の指定の変更（取消し）を承諾します。							
地番	所有者の住所及び氏名	承諾年月日	借地権者の住所及び氏名	承諾年月日	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承諾年月日	
	印		印		印		
	印		印		印		
	印		印		印		
	印		印		印		
この申請図書のとおり道路の位置の指定の変更を承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。（この申請図書のとおり道路の位置の指定の取消しを承諾します。）						承諾年月日	
管理者の住所及び氏名		電話番号				印	
備考							

（注） 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千八百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日

ニ 届出年月日

平成三十年十月五日

二 縦覧期間

平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千八百八十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
山崎 秀良	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市上新田字新田裏三百七十七番ほか一筆	二、七六四
石橋 総一郎	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市太田字磯端二千三百二十七番一ほか一筆	一、〇三七
櫻井 啓造	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市黒谷字五反田四百四十四番ほか四筆	四、三八四
農事組合法人大田営農	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市太田字鎌土千九百九十二番	二、五二〇
農事組合法人ちぶあらかわ	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市荒川上田野字糶屋千四十七番一ほか九筆	九、四〇七
赤荻 國夫	埼玉県加須市	埼玉県加須市飯積字火打沼二千百十番地一ほか七筆	五、七三〇

石井 きゑ子	石井 勇夫	飯塚 一	新井 裕之	綾部 敬士	天野 秀雄	天野 善作	秋間 實	赤荻 義一	赤荻 浩	赤荻 甚平
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市北辻 字宮前三百七十四 番	埼玉県加須市北辻 字芝原千六十八番 一	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百番	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 三十七番ほか十筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千四十九 番	埼玉県加須市北辻 字善僧九十番ほか 一筆	埼玉県加須市北辻 字善僧七十三番	埼玉県加須市飯積 字三軒二千六十二 番ほか二筆	埼玉県加須市飯積 字火打沼二千百四 番一ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 八十九番ほか一筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼三千五十 六番一
七九〇	一、二〇六	一、〇九六	一一、〇四九	二、七〇二	二、一九七	五〇二	二、四九七	一、九〇七	一、八二二	四二八

稲橋 良二	稲橋 豊	板橋 秀忠	井田 隆一郎	石崎 義啓	石寄 勇	石川 仁一	石川 富雄	石井 利夫	石井 隆志	石井 正一
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市北辻 字善僧六十九番ほか 一筆	埼玉県加須市北辻 字善僧百十四番	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千三百五 十九番一	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百九十 番一ほか三筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百四十五 番	埼玉県加須市北辻 字善僧八十番ほか 十三筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千五十五 番ほか七筆	埼玉県加須市麦倉 字土部二千七百二 番一ほか五筆	埼玉県加須市北辻 字善僧百一番ほか 三十七筆	埼玉県加須市北辻 字善僧七十一番ほ か二十五筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百四十一 番ほか五筆
八、 四〇六	一、 七四九	一、 一六八	三、 八三〇	一、 五七七	三〇、 四三九	一〇、 三二六	四、 七二〇	三八、 五九三	二五、 五八〇	七、 〇一二

岡村 敏夫	大熊 勇三	大熊 武	大熊 孝治	大熊 賢一	遠藤 行基	江川 博久	牛久保 正平	潮 高嗣	潮 秋次	今成 和仁
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市北辻 字善僧八十二番ほか 五十二筆	埼玉県加須市北辻 字善僧八十七番	埼玉県加須市北辻 字宮前三百七番ほか 六筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百一番ほか 十二筆	埼玉県加須市北辻 字前谷八百三十五 番一ほか十二筆	埼玉県加須市中種 足三千九百七十三 番	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 六十八番	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千二百八 十九番一ほか一筆	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千四百三 十七番ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百八十 二番一	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千二百八 十四番一
六一、 五八八	二、 三四九	六、 八八二	一八、 九七一	一三、 四四八	四、 一九〇	二、 〇二七	七〇五	一、 九九六	四三八	一、 九一七

柿沼 幸雄	柿沼 光子	柿沼 勝己	柿沼 房男	柿沼 清治	柿沼 和弥	小野原 新吉	荻原 儀文	荻原 清	荻原 明人	岡安 良夫
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市麦倉 字南埋田三千五百 四十二番ほか一筆	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千三百三 十四番ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千三十三 番ほか十二筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百四十 一番ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百八十 六番ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千三百八 十八番ほか二筆	埼玉県加須市道目 字中大道下千六十 七番一	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千百十六 番一ほか八筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼三千六十 四番ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千百二十 四番一ほか一筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百六十八 番ほか三筆
三、 二二九	六、 五一四	一七、 一六五	六、 三七三	五、 七〇二	四、 五七六	九八六	一〇、 八七二	三、 五三四	三、 五三九	二、 九七九

木村 茂	木村 茂賀	菊池 正則	亀田 美知雄	株式会社誠農社	株式会社おぐら ライス	株式会社おおや 農園	株式会社A P C イノベーシヨン	金子 光夫	金子 清勝	加藤 喜良
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	茨城県猿島郡五霞 町	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 二十二番ほか四筆	埼玉県加須市馬内 千五百八十五番一 ほか三筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百九十四 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百五十 五番	埼玉県加須市北辻 字芝原千百四十七 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百二十 二番ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百八十 四番一ほか二十六 筆	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千二百七 十四番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百五番 ほか二筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 六十二番	埼玉県加須市北辻 字善僧百三番ほか 二筆
五、 〇九二	四、 二八六	一、 八六八	一、 一五一	一、 九二八	八、 四七六	二五、 〇八六	一、 四七一	二、 〇九一	一、 五一一	五、 〇一一

佐藤 忠一	佐藤 悦子	齋藤 実	斉藤 文子	齊藤 栄	小用 明男	小森 静男	小林 文雄	小林 博	高塚 明	栗田 正義
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市
埼玉県加須市飯積 字三軒千九百五十 一番ほか一筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百四十四 番	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 十九番	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 十八番ほか二筆	埼玉県加須市細間 字野新田九百四十 五番一ほか二筆	埼玉県加須市北辻 字芝原千八百十一 番	埼玉県加須市北辻 字宮前二百三十一 番ほか七筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百三十番	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千八十三 番一ほか七筆	埼玉県加須市北辻 字善僧九十六番ほ か八筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百三十二 番ほか一筆
一、 五〇四	二、 〇六三	五九九	一、 七七二	一、 二九七	九一七	七、 三七六	六九八	九、 四八三	一六、 三四四	二、 八一

瀬島 正典	瀬島 敏明	瀬島 勝男	杉尾 憲一	菅沼 良徳	菅沼 稔	菅沼 昭夫	正能 武	下山 房巳	清水 親一	柴田 勝夫
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市麦倉 字土部二千八百八 番一ほか十三筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千五十二 番ほか二十筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百八番 ほか五筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百四十六 番	埼玉県加須市飯積 字三軒二千三十二 番ほか四筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 八十番ほか十二筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千六十一 番ほか十六筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百四十九 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百二十 八番一ほか四筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 七十二番ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千二十九 番ほか二筆
一八、三八五	二七、四二三	一一、七七三	九一七	三、七三八	一一、八六二	一九、二三八	一、四五九	六、〇五九	九、二七七	二、三一九

長濱 秀雄	中野 満壽男	中野 登	永島 悦子	鳥海 利男	土屋 安雄	土屋 光男	谷津 恵美子	田苗見 道子	武澤 博	瀬島 美根子
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市馬内 千三百十六番ほか 一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百六十 九番ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 五十九番	埼玉県加須市北辻 字芝原千八百八十 八番	埼玉県加須市北辻 字宮前三百二十八 番ほか六十筆	埼玉県加須市北辻 字芝原千八百八十 四番	埼玉県加須市北辻 字善僧九十二番ほ か二筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百二十 三番一ほか七筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百八十 四番ほか九筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千六十四 番二ほか一筆	埼玉県加須市麦倉 字曾根三千二百七 十五番
一、 九〇九	五、 一七〇	八三 七	五六 一	五七、 二七〇	一、 一〇九	六、 六七五	九、 八四七	九、 三三三	一、 四四七	四五 八

福田 則雄	長谷島 正男	長谷嶋 茂雄	萩原 勝男	野口 浩	野川 清詞	根岸 雪雄	根岸 正美	根岸 精一	並木 弘	長濱 英男
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市中種 足四千三十二番ほ か二筆	埼玉県加須市北辻 字善僧七十番ほ か三筆	埼玉県加須市北辻 字善僧九十八番ほ か一筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千九百 五十三番ほか一筆	埼玉県加須市北辻 字芝原千三十六番 ほか四筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百四十五 番	埼玉県加須市北辻 字宮前二百八十六 番ほか六筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百九十一 番ほか二筆	埼玉県加須市北辻 字芝原千四百十三 番ほか四筆	埼玉県加須市馬内 千六百七十二番一	埼玉県加須市馬内 千六百六十一番ほ か一筆
六、 四八二	五、 八五〇	一、 九二六	二、 七九八	四、 五〇七	二、 四三五	七、 六三〇	三、 〇九四	四、 〇四九	九五〇	二、 〇〇〇

伊藤 友吉	渡辺 侑三	吉川 幸雄	産 有限会社小山農	谷部 重雄	森戸 政己	松本 光儀	松橋 敏夫	眞波 清	堀越 アイ子	藤井 利男
埼玉県本庄市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県本庄市 町児玉字北田二千 八十番	埼玉県加須市北辻 字善僧百十五番三 ほか五筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百九十二 番ほか二筆	埼玉県加須市馬内 千六百八十八番ほ か三筆	埼玉県加須市中種 足三千八百八十二 番	埼玉県加須市飯積 字三軒千七百六十 三番一ほか五十四 筆	埼玉県加須市麦倉 字火打沼二千八百 九十六番一	埼玉県加須市北辻 字芝原千四百十五 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字火打沼二千百十 八番三ほか六筆	埼玉県加須市北辻 字宮前三百四十三 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒二千四十八 番一ほか九筆
九六二	三、 九〇〇	二、 七七〇	三、 四〇〇	三、 〇七八	六八、 〇七四	三四	一、 四九四	八、 五二四	一、 七五三	一一、 九九二

宮部 延一	宮部 勝利	宮部 和子	ひびきの農産株 式会社	野枝 利章	永尾 勇三郎	田島 房男	田島 博	武政 恒雄	坂爪 裕	木村 保
埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市
埼玉県本庄市児玉町 児玉字南田千九百七十一番 ほか五筆	埼玉県本庄市児玉町 児玉字南田千九百三十六番 ほか十筆	埼玉県本庄市児玉町 児玉字北田二千八十三番 ほか一筆	埼玉県本庄市児玉町 入浅見字南田六百十三番 一ほか四十一筆	埼玉県本庄市児玉町 秋山字甲中沢千四百二十七番 ほか二筆	埼玉県本庄市児玉町 児玉字南田千九百三十一番 ほか十筆	埼玉県本庄市児玉町 児玉字南田千九百四十九番 ほか二筆	埼玉県本庄市児玉町 児玉字南田千九百六十九番 ほか一筆	埼玉県本庄市児玉町 児玉字南田千九百六十三番 ほか一筆	埼玉県本庄市児玉町 蛭川字金鑽林千四十三番 ほか二筆	埼玉県本庄市児玉町 入浅見字南田六百十三番 一ほか二筆
九、七五三	三〇、二五五	二、四八二	七五、一七六	三、二一〇	三三、二〇二	四、七三一	三、八八四	三、九七八	五、九四八	五、一一一

金子 哲也	金子 啓子	小川 正明	岡崎 誠	岡崎 恵一	内田 浩幸	岩崎 新一	新井 勉	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	相上 友男
埼玉県北本市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 九十三番一	埼玉県鴻巣市笠原 字水押六十九番一 ほか一筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 七百十番ほか一筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字薬師前四千三百 三十六番ほか九十 九筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字舟入五千九百二 十七番一ほか三十 四筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百十四番 一ほか一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字中斉千七十五番 一ほか十一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字埜千二百六十 三番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百九十六 番一ほか三十筆	埼玉県鴻巣市赤城 字下千二百七十八 番二ほか八十三筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百十一番 二
九八五	一、 八八三	一、 一三六	九四、 三三一	二二、 三八二	二、 六七八	六、 〇〇五	一、 四六四	二八、 九三五	五八、 三六三	六九一

島田 一男	齋藤 健一	小谷野 孝夫	小林 洋一	栗原 弘喜	倉川 孝一	木村 哲男	木暮 剛	木暮 務	加村 政寿	株式会社壽農園
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市安養寺 字大柳七百三十二番 一ほか十筆	埼玉県鴻巣市笠原 字上手千六百五十一番 一ほか二筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百十二番 三ほか八筆	埼玉県鴻巣市小谷 字耆耕地四百九十五番 ほか七筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百八十二番	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百三十六番 一ほか二筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百六十八番 ほか七筆	埼玉県鴻巣市赤城 字下千二百七十八番 一	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百二十番 一ほか七筆	埼玉県鴻巣市川面 字前谷四百三十七番 一ほか五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字柳原千三百九番 ほか三筆
九、七一六	一、一八八	七、五八七	一〇、八五一	九九七	一、四〇三	七、六五六	一、三〇一	五、五四八	五、九七一	三、八七六

中谷 行夫	富永 景一	戸ヶ崎 森	戸ヶ崎 長松	常見 豊	田中 又吉	田島 清	瀧澤 則雄	鈴木 三郎	清水 実	島田 豊
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市笠原 字内谷三千七百五 番二	埼玉県鴻巣市北根 字北根三百八十九 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千百五十 二番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百十二番 ほか七筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字大柳八百三十 九番二	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百七十 三番一ほか三十四 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 十六番	埼玉県鴻巣市屈巢 字中井田千三百九 十三番ほか二十九 筆	埼玉県鴻巣市赤城 字下千三百八番一 ほか四十四筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百二十五 番	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百十六 番ほか三十筆
一九八	二、〇二一	二、四三二	五、九一八	三三五	一九、九四八	六五三	二四、六二九	三六、五三八	二、〇〇〇	二一、三六三

宮永 富雄	宮澤 淳一	三ツ木 宏之	三角 進	程塚 富久	細野 正夫	肥留川 浩	原口 誠一	萩原 米三	野本 雅一	成塚 光男
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市郷地 字小宮二千三百三 十三番	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦六百五十 一番地一ほか二筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字中島七千二百七 番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 百九十三番	埼玉県鴻巣市北根 字北根三百七十九 番ほか三筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根八百十番二 ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百六 十三番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字大柳七百七十 八番ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押八十九番一 ほか一筆	埼玉県鴻巣市下忍 字西谷八百五十八 番一ほか三十六筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 七百六番ほか四筆
四九五	一、七〇二	三、三二二	五七五	一、九八六	二、二九九	三、〇四七	一、七六二	一、八七〇	三四、八一九	四、八六八

農事組合法人 あげおアグリサ ービス	永島 稔夫	島田 佳之	島田 昌之	坂巻 博	今川 雄一	石倉 正弘	新井 はつ子	山本 今朝男	村田 健士	宮永 始
埼玉県上尾市	埼玉県上尾市	埼玉県上尾市	埼玉県さいたま市	埼玉県桶川市	埼玉県上尾市	埼玉県上尾市	埼玉県上尾市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県上尾市大字 平方字前四十番一 ほか二十一筆	埼玉県上尾市大字 平方字道下百九十 一番	埼玉県上尾市大字 平方字前九番一ほ か四筆	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百五 十四番ほか二筆	埼玉県上尾市大字 西貝塚字堤外耕地 二百五十六番一ほ か七筆	埼玉県上尾市大字 平方字前八十六番 一	埼玉県上尾市大字 平方字前五十五番	埼玉県上尾市大字 平方字前百四十七 番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 六百七十六番一ほ か一筆	埼玉県鴻巣市市ノ 縄字下耕地五十五 番ほか二十筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮二千三百四 十六番
一五、 五一四	七六七	四、 五九五	二、 八四四	五、 四九〇	一八二	六三二	六、 〇五二	九八一	一六、 二〇九	四九五

高田 稔	埼玉県秩父郡長瀬町	埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上字鯉久保三百二十五番一ほか三筆	一、六二二
青木 邦夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷺巣字堀口四十番ほか六筆	五、六二七
市川 晴一	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷺巣字矢畑二百六十九番一ほか一筆	二、三七〇
藤沼 正雄	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷺巣字寺前三百七十一番二	四四六

二 申請年月日

平成三十年十月十九日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年十一月六日から平成三十年十一月二十日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千八百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―五三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市下高柳字住吉三番 外 二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五十九・一三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千八百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千六百七十五号で告示した富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月十二日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により和光北インター地域土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千八百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画公園事業

二・二・七十五号 松戸橋公園

三 事業施行期間

平成三十年十二月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字上安松字前屋敷地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志木停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市本町五丁目一九九三番一 地先から同市本町六丁目二四〇 三番二地先まで		区 間
一六・〇〇㍍ 二八・七二	八・九三㍍ 一九・七七	敷地の幅員 (メートル)
三二八・二七		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越北環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市今成二丁目三一番三地先 から同市今成二丁目三九番一地 先まで		区 間
二五・〇〇〃 二九・五〇	二五・〇〇〃 二九・五〇	敷地の幅員 (メートル)
六七・六四		延長 (メートル)
街路整備事業による。		備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越北環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市今成四丁目一番一九地 先から同市大字小室字鶴塚一四 番一地先まで		区 間
二二・八〇ゝ 一四一・八〇	二二・八〇ゝ 一四一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二四〇・〇〇		延長 (メートル)
街路整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 飯能寄居線 飯能市大字小久保字八幡沢二九二番一地先から同市大字宮

沢字滝沢二三番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年十一月六日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年十一月六日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年十月二十九日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字岩沢二十一三、二十一、二、一四の各一部及び二十一三、二十一、二の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢三十六一、一二の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢三十一二、一五、一六、一七、一八、三十一一、一二の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢六百八一二、六百十一一四、一五、一七、一八、一九、一十、一二の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢三十九一の一及び三十九一一の先</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢四百五十三一、四百五十四一、一二、四百五十六一二、一三、四百五十七、四百五十八一、一二、一三、一四、四百五十九一、一三、一四、一五、四百六十一四の各一部及び四百五十三一、四百五十四一二、四百五十六一二、一三、四百五十八一、一二、一三、一四、四百五十九一三の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十五・一</p> <p>十五・六</p> <p>三十七・一</p> <p>二十五・〇</p> <p>十三・一</p> <p>百四十八・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>九・〇</p> <p>六・〇</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十一月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年十月三十一日

熊建セ第〇八二九〇〇〇七二号

二 検査済証番号

平成三十年十一月一日

熊建セ第二七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字元原字豊原二百番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市安芸区中野一丁目六番一号

株式会社久保田鉄工所 代表取締役 久保田卓